

西脇市行政改革大綱

～時代の変化に対応できる

『行政経営』の確立を目指して～

平成18年12月

 西 脇 市

目 次

◎ はじめに	1
I 総論 —今なぜ行政改革か—	
1 策定の目的	3
2 大綱の性格	3
3 推進期間	3
II 行政改革の基本方針 —改革により何をを目指すのか—	
1 改革の方向	4
◆方向1 「市民起点の効果的な行政経営」の確立	4
◆方向2 「市民と行政の協働による地域自治」の実現	5
◆方向3 「持続可能な財政運営」の確保	5
2 達成目標	6
3 目標達成のために	6
III 実施方針 —どのような改革に取り組むのか—	
1 最重点項目	8
(1) 行政経営システムの構築	
(2) 財政健全化計画の策定・推進	
(3) 定員適正化計画の策定・推進	
2 推進項目	10
(1) 事務事業の見直し	(8) 公正の確保と透明性の向上
(2) 民間委託等の推進	(9) 自主財源の確保
(3) 給与等の適正化の推進	(10) 公共工事コストの縮減
(4) 人材育成の推進	(11) 地方公営企業等の経営健全化
(5) 時代に即した組織体制の確立	(12) 第三セクターの見直し
(6) 市民と行政の協働	(13) 高度情報化の推進
(7) 行政サービスの向上	(14) 公共施設の適正配置と有効活用
IV 推進方法 —どのように改革を実現するのか—	
1 推進体制	16
2 実施計画	16
3 進行管理	16
◎ 行政改革大綱実施計画	17

はじめに

今、西脇市は、多くの課題を抱えています。

平成17年10月1日、西脇市と黒田庄町が合併し、新・西脇市が誕生して早いもので1年2ヶ月が経過しました。

合併協議での真摯な議論を踏まえ、「合併してよかったといえるまちづくり」や、地方分権が進展する中で「自己決定、自己責任」の下に、西脇市ならではのまちづくりを進めるためには、新しい時代を生き抜く足腰の強い行財政基盤を確立することが不可欠です。

特に、地方分権の進展により、自らの責任でふるさとの方向を決定することが求められ、自治体の運営如何によっては自治体間で格差が生じ、市民生活にも大きな影響をもたらす時代になっています。未来に向かって間違いなく自己決定できる能力を備えていなければ、明日の西脇市はありません。また、「行政運営から行政経営への転換」が叫ばれており、行政の経営システムを確立しなければなりません。

さらには、極めて厳しい問題があります。それは、財政状況です。市税収入が低迷し、地方交付税が減少する中で、少子高齢化への対応や新病院の建設、下水道の整備などで支出増も確実であり、加えて、合併特例事業など、新市としての課題もあります。今こそ、市民の理解と納得の中で「選択と集中」を徹底し、持続可能な財政基盤を確保し、市政を運営しなければなりません。

この行政改革大綱は、こうした認識のもと、今後、西脇市が「市民主役のふるさと運営」を進め、市民がふるさとに誇りを持って、いつまでも住み続けたいと感じられる「ふるさと・西脇市」を築くために必要な行財政のあり方をまとめたものです。

策定に当たっては、市役所内に設置した「行政改革推進本部」で協議・検討を重ね、本部の下に設置した部会では、事務レベルから議論を積み上げました。また、市民の代表12名からなる「行政改革推進委員会」からは、西脇市のあるべき姿に、市民の視点で数多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました。

市民の皆様には、厳しい行政展開になるのではと考えられる方もあるとは存じますが、ふるさとの明日を築くため、市民と行政が一体となって行財政改革を行い、新市まちづくり計画の将来像である「いのちいきいき 自然きらきら 共生のまち にしわき」を目指し、共に連携するための基盤であるご理解いただきたいと願っています。

一方、市役所で働く職員にとっては、後世に誇れる西脇市が築けるかどうかは、職員一人ひとりの取組如何にかかっていることや、昨今、行政に対する市民の目は、極めて厳しいことを、しっかりと認識することが重要です。

また、「市民主役のふるさと運営」を確立するためには、まず市役所から変わらなくてはなりません。職員が襟を正すことはもとより、「前例踏襲」「お役所仕事」と言われるような仕事の仕方では、市民の評価が得られるわけがありません。

市民に行政とのパートナーシップを求めるためには、市民と信頼関係を深め、共に悩み、汗して、共に喜びを分かち合えるように市役所の力量を高める必要があります。

こうした西脇市を取り巻く厳しい環境を認識し、今後、この大綱に沿って、新市にふさわしい「行政経営」を展開できるよう、職員一丸となり、新たな決意を持って全力で取り組んでいきます。その過程で、職員には、これまでにない厳しい対応を求める場合もあると思いますが、各部・課で熱い議論を重ね、そしてその熱い議論を基に、市民の皆様にも支援していただけるように、行財政改革の取組を定着させていきたいと考えています。

様々な課題に直面する今、職員一丸となって、市民の皆様と手を携えながら、それらの課題に知恵を絞り、積極果敢に取り組むことが肝要です。そしてその実践の中に、必ず明るい明日が拓けるものと確信しています。

平成18年12月

西脇市長 來 住 壽 一

I 総論 ―今なぜ行政改革か―

1 策定の目的

国においては、「地方にできることは地方に」の原則のもと、地方分権が進められており、画一的・集権的な自治体運営から、自己決定、自己責任を基本とする自治体経営への転換が求められています。

このような中、平成17年10月、旧西脇市と旧黒田庄町が合併し、新「西脇市」が誕生しました。平成18年度は、新市が発足して実質1年目であり、市政全般にわたり、基盤づくりに向けた取組が進められています。

本市の財政状況を見ると、収入においては市税収入の低迷に加え、国が進める三位一体の改革による国庫補助負担金の削減や地方交付税の減額などにより歳入の減少が恒常化する一方で、支出においては少子高齢社会への対応や下水道整備・新病院建設に伴う支出増が見込まれるなど、極めて厳しい状況にあります。

今、重要なことは、めまぐるしく変化する社会経済情勢下にあって、地方自治体を取り巻く環境や新市の課題を十分に認識し、新しい時代を生き抜く足腰の強い市政運営を確立することであり、そのため、厳しい財政状況を克服するための徹底した見直しと、「市民起点」により行政を「経営」という価値観に立った新しい行財政運営システムを構築することが必要です。

こうしたことから、市民の理解を得ながら職員一丸となってこれらの課題に取り組む、「いのちいきいき 自然きらきら 共生のまち にしわき」を実現するための方向を示すものとして、行政改革大綱を策定します。

2 大綱の性格

この大綱は、新「西脇市」における行政改革推進の基本となるものであり、総務省が求める集中改革プランの性格を含めたものとします。

また、行政改革は不断の取組が必要であることから、内容は常に見直し、必要に応じ新たな項目も加えながら、その実現を図るものとします。

3 推進期間

平成18年度～平成22年度（5か年）

II 行政改革の基本方針 —改革により何を指すのか—

1 改革の方向

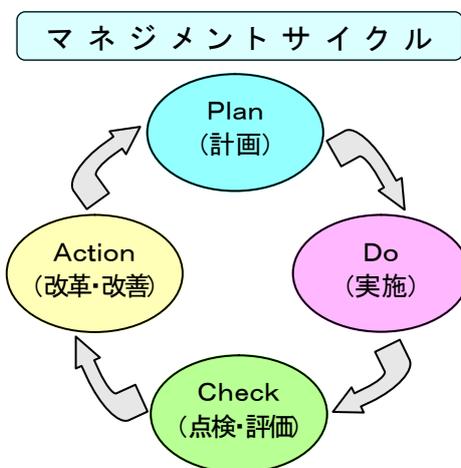
◆方向1 「市民起点の効果的な行政経営」の確立

きめ細かで質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供するため、これまでの「行政運営」から、市民満足度の向上を図ることを最大目標に、成果志向、市民志向に基づいた「市民起点の行政経営」への転換を図ります。

社会経済環境の変化に的確に対応し、民間の経営感覚や発想、視点（市場メカニズム）を取り入れ、「民間でできることは民間に」を基本に、行政の担う分野の「選択と集中」を図ります。また、常にコスト意識を持ち、スピード感のある、市民にとって便利でわかりやすいサービスを提供することにより、最少の経費で最大の効果を挙げることを目指します。

P D C Aサイクル（Plan＝計画、Do＝実施、Check＝点検・評価、Action＝改革・改善）に基づいて常に検証と見直しを行います。その際、P D C Aサイクルの各過程に市民の意見を反映することができるシステムを構築するとともに、見直しの過程や成果をホームページなどの媒体を通じてわかりやすく公表し、説明責任の確保に努めます。

こうした取組を可能とするため、迅速な意思決定ができる簡素で柔軟な組織づくりと、柔軟な思考や発想を持った意欲ある職員の育成を図ります。



「行政運営」から「行政経営」へ…

これまでの行政運営は、事業の手続やプロセス、事務処理の適正さなどに重点が置かれていました。こういった「管理」型の行政運営から、新しい公共経営の考え方であるNPM（ニュー・パブリック・マネジメント）に基づいた、「市民志向」「成果志向」「市場メカニズム」「現場への権限委譲」といった企業的な経営理念、手法などを可能な限り導入し、限られた経営資源を最大限に活用しながら、質の高い行政サービスを提供し、市民満足度の向上を図る「経営」型の行政運営への転換をいいます。

◆方向2 「市民と行政の協働による地域自治」の実現

今日、行政への市民ニーズはますます複雑・多様化していますが、その一方で、行政を取り巻く厳しい環境、特に危機的な財政状況により行政の持つ経営資源（人、物、金、情報、時間）には限界が生じており、もはや行政がすべての公共的領域を直接担当する、総合型の行政運営は困難になっています。

こうした状況に対処しつつ、今後とも公共的サービス全体を維持・拡大するためには、市民やNPO、企業といった地域に存在する多様な主体が、自らが暮らす地域の課題に対し、行政と対等の立場に立って、地域経営に積極的に関わりながら解決していく、「地域自治（ローカル・ガバナンス）」の実現が必要です。

本市の地域特性やまちづくりの方向性を踏まえながら、「市民の担う役割」「行政の担う役割」と責任の所在を明らかにし、行政は「補完性の原則」の下、「真に行政しかなしえない公共分野」を担当することが基本となります。そのため、地域自治のあり方について具体的に検討するとともに、行政の持つ情報をできる限り地域に提供し、認識を共有することで、お互いの信頼関係の向上と透明性・公平性を確保します。

「地域自治（ローカル・ガバナンス）」とは…

ガバナンスとは、住民やNGO、NPO、企業といった民間団体が、行政と対等の立場に立って、行政運営に積極的に関与する行政の新しい概念のことをいいます。
その地方行政版がローカル・ガバナンスです。

◆方向3 「持続可能な財政運営」の確保

我が国の景気は、都市部を中心に回復・拡大しているというものの、地域経済は今なお低迷が続いており、本市の財政状況は依然として危機的な状況にあります。

支出では、少子高齢社会への対応に加えて、下水道の基盤整備や新病院建設による負担増が見込まれ、収入では、国の三位一体の改革による、十分な税源移譲がなされない中での国庫補助負担金、地方交付税等の削減と、長引く市税収入の低迷により、大幅な歳入不足に陥っています。

本市の市税構造は個人市民税及び固定資産税中心であり、景気の回復や地価の上昇の影響が本市に到達するには、まだ相当の時間を要すると考えられるため、市税収入回復の先行きは不透明な状況にあります。

このように、今後も地域経済の先行きは不透明であることから、徹底的な事務事業等の見直しと収入の確保が喫緊の課題となっています。そして何よりも、借金の返済を後世に先送りしないことが重要です。

そのため、自主財源の確保に努めながら、『収入を基本とした財政運営』への転換を図るとともに、「選択と集中」による施策の見直しを進め、真に必要な分野に限られた財源を重点的に投入する経営感覚重視の市政運営の確立を図り、持続可能な財政運営を目指します。

2 達成目標

推進期間が終わる平成22年度末における達成目標を『収支が均衡する財政構造への転換』とします。そのため、財政健全化計画、定員適正化計画などの補完計画を策定し、その中で具体的な数値目標を設定し確実な推進を図ります。

3 目標達成のために

将来にわたり足腰の強い行財政基盤を確立するため、推進期間を「がまんと将来への準備のとき」と位置付け、「新たな発想・挑戦・改革」をスローガンに、全職員が一丸となって改革意識を持って取り組みます。

また、現在、本市が置かれている厳しい状況を具体的に市民に説明し、市民の役割、行政の役割を明確にしながら、行政活動の本質を「真に行政しかなしえない公共分野」に重点化し、市の責任領域についての理解を得るよう努めます。

財政健全化計画（中期収支改善計画）を策定し、経営資源を効果的かつ重点的に投入できる仕組みづくりと、継続的に安定した財政運営を可能とする収入・支出のシステムを構築し、現在のひっ迫した財政状況からの脱却を図ります。また、ハード事業についても、緊急性・安全性等の観点や維持管理費、将来の更新費用を十分検討し、「選択と集中」「厳正な優先順位付け」を基本に実施の必要性を判断します。合併協議事項についても、こうした観点での検討を、必要に応じ市民参画を得ながら行います。

年度ごとの進捗状況は、毎年度終了時に検証し、目標達成につながる新たな方策の検討を行うとともに、その結果を公表します。

なお、水道事業、簡易水道事業及び病院事業については、各事業の中期経営計画において達成目標を設定し、徹底した体質改善を行い、一般会計の負担軽減を図ります。

Ⅲ 実施方針 ーどのような改革に取り組むのかー

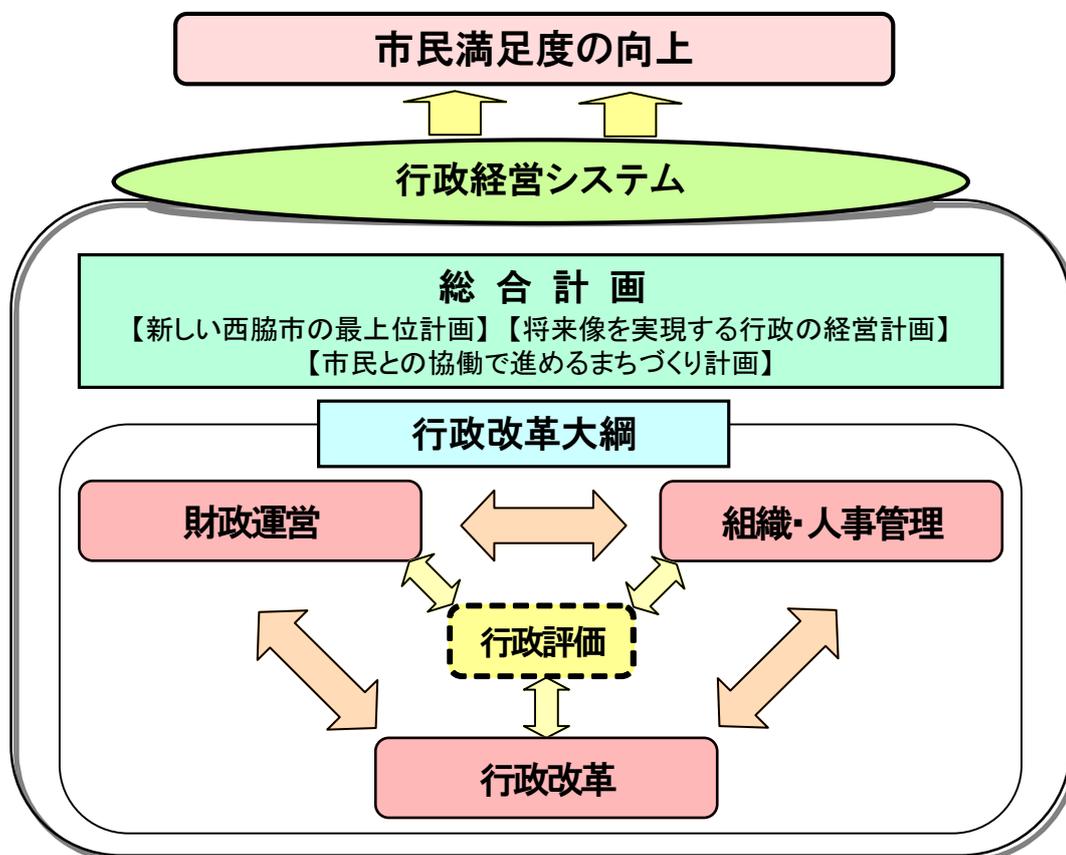
1 最重点項目

(1) 行政経営システムの構築

市の最上位計画である総合計画と、予算編成、目標管理、行政改革などが連携し、統合が保たれた行政経営を実現するためのシステムを構築し、その中で、施策・事務事業を効果的、着実に実施するための、総合計画に基づく組織・個人の目標を設定し、進ちょく状況の管理を行います。

構築に当たっては、市民の参画を得ながら、学識者、専門家等のノウハウを積極的に活用するとともに、先進自治体の取組事例を参考にしながら、短期的な効果も考慮した、本市にふさわしい行政経営システムの構築を図ります。

また、進行管理の有力な方策として、行政評価システムを導入し、成果指標（アウトカム）を用いた有効性・効率性等の検証を行うとともに、実効力の確保に努めます。



(2) 財政健全化計画の策定・推進

財政運営の基本に立ち、「収入を基本とした財政運営」への転換を図ることにより、将来にわたり安定した財政運営基盤の確立に努めます。

そのため、平成18年度中に、中期的な財政収支見通しに基づいた財政改革の基本方針となる「財政健全化計画」を策定します。

「財政健全化計画」には、財政基盤強化のための具体的な改善項目、財政調整基金残高などの具体的な数値目標を盛り込み、各項目の確実な実施により、基金の取崩しに頼らない予算編成の実現を可能とする健全化に取り組みます。

(3) 定員適正化計画の策定・推進

事務事業の見直し、民間活力の活用、組織・機構の簡素・合理化などを進め、職員数の削減を図ります。

そのため、平成18年度中に「定員適正化計画」を策定し、組織の新陳代謝を考慮した計画的な採用を行いながら、職員総数削減の数値目標を設定し、適正化を推進します。

定員適正化の目標は、「最終目標は旧西脇市の職員数」とする合併協議の内容を尊重し、平成17年4月1日現在の旧市町職員数の合計748人を基準に、平成22年度末で67人（9.0%）、平成27年度末で100人（13.4%）の削減を行うこととします。

2 推進項目

(1) 事務事業の見直し

行政による責任領域を改めて見直し、行政が関与する必要性、有効性、効率性などの視点から事務事業を検証し、抜本的な整理・合理化を行います。見直しに当たっては、本市の厳しい財政状況に鑑み、総合計画との整合を図りつつ客観的指標に基づく評価を行い、その結果に基づき「市民にとっての事業の必要性と役割」により優先順位付けを行い、施策の選択と重点化を図ります。

達成目標を設定したP D C Aサイクルに基づく、評価を通じた改善の仕組みづくりを行います。

特に、補助金等については、行政の責任範囲、費用対効果、経費負担の観点から徹底した見直しとあり方について検証し、交付規程の整備や終期設定、交付方式の抜本的な見直しを含めた整理・合理化を図ります。

(2) 民間委託等の推進

民間委託等を進める方向性や方策を示し、「民間にできることは民間に」を基本に、行政が直接実施するよりも民間の高度な専門知識や経営資源を活用する方が市民サービスの向上、効率化、経費の縮減等につながるものについては、積極的に民間委託等を推進します。

実施に当たっては、民間委託することのみを目的とするのではなく、市民ニーズに対し最も価値のあるサービスを提供し、市民の効用や満足度の向上を目指す（ベスト・バリュー）観点から取り組みます。

公の施設の管理に民間活力を活用する「指定管理者制度」については、平成18年1月に策定した「指定管理者制度運用に関する指針」に基づき取り組みます。その際、既に指定管理者の指定を行っている施設については、次回指定時の指定管理者公募に向けた準備を進めます。

さらに、多様な手法を活用し、効率的かつ効果的に高品質な公共サービスを提供するP F I^{*1}を始めとしたP P P^{*2}の手法による事業の可能性についても必要に応じて検討します。

「公共サービス」については、これまで「官」が独占していました。しかし、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れ

た者が、そのサービスの提供を担っていくこととする「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（市場化テスト法）」が成立したことを受け、今後、国等の動向を見ながら、その導入について研究を進めます。

※1 PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）

公共施設などの整備や維持管理、運営を官民役割分担のもとに、民間の資金や能力、ノウハウを活用することで、より効率的に行おうとする手法

※2 PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）

「公と民のパートナーシップ」。行政機関が行ってきたサービスを民間委託、PFIなどの民間化手法を活用し、民間企業、住民、NPO等と協働して提供することで、行政の効率化と同時に公共サービスの質的向上を実現する手法

(3) 給与等の適正化の推進

国の基準に準拠した制度及び運用を基本に、他市との均衡を考慮しながら、本市の厳しい財政状況、公務員を取り巻く厳しい社会環境等を踏まえ、給与水準の更なる適正化を図ります。

各種手当については、その内容や必要性・妥当性を十分に精査し、見直しを行います。

(4) 人材育成の推進

改革を進めるに当たっては、これを行う人材を育成することが極めて重要です。そのため、平成18年度中に「人材育成基本方針」を策定し、独創性や柔軟性にあふれた職員、マネジメント力や政策形成能力に優れた職員を育成します。

また同時に、地方分権型社会を担う人材として、職員一人ひとりが常に市民の視点に立ち、経営感覚を身に付け、持つ力を最大限発揮して課題解決に取り組んでいくよう意識改革を図ります。

職員が明確な目標を持って職務に取り組むことができるよう、人事考課制度の導入を検討し、やる気とやりがいを育む環境づくりを行います。

(5) 時代に即した組織体制の確立

市民にとってわかりやすく利便性の高い組織であることはもとより、多様化する行政課題に柔軟かつ迅速に対応でき、限られた経営資源を有効に活用できる簡素でスリム・少数精鋭の組織づくりを行い、政策目標を効率的・効果的に実現できるよう努めます。

また、施策や事務事業の方向付けを確実にを行うための庁内議論を活性化させる仕組みをつくります。

新しい行政課題や複数の課にまたがる事業に的確に対応するため、グループ制の導入やプロジェクトチームの活用など、迅速かつ横断的に対応できる組織体制の整備について検討・実施します。

(6) 市民と行政の協働

今後、行政が、ますます複雑・高度・多様化する市民ニーズや新たな地域課題の全てに対応していくことは、量的・質的に困難となっています。また、「市民が主役」を実現する、地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを進めるためには、市民と行政がそれぞれの役割を理解し、対等な立場で相互に連携・協働しながら様々な課題を解決していく必要があります。そのため、行政の説明責任を果たしながら、市民と行政との役割分担を明確化し、「地域自治」の実現を目指します。

地域自治の実現と市民活動の活性化を図るため、市民、コミュニティ組織やNPOなど様々な主体が、相互の情報交流、横断的な連携を深め、活動しやすい環境づくりに取り組みます。

市民の市政への参画意識や関心度の向上を促し、市民の意見等を市政へ反映できるよう、パブリックコメント制度の導入を図ります。また、各種審議会や委員会等への公募委員の登用を積極的に行うなど、政策形成過程での市民の参画を推進するとともに、女性の参画を推進し、男女共同参画の環境づくりに努めます。

(7) 行政サービスの向上

市民が求める質の高い行政サービスを提供するため、「市民満足度」の視点からすべての行政サービスを見直し、改善を図ります。

市民に利用しやすい窓口体制への改善や、行政手続の簡素化を進めるとともに、公共施設の利用時間や休館日の見直し、職員の時差出勤制度など、多様な勤務体系についても導入を検討し、利用しやすい施設への転換と市民起点の行政サービスの提供を目指します。

(8) 公正の確保と透明性の向上

市民への説明責任を十分に果たし、より一層市民との信頼関係を深めるため、広報紙、ホームページ等の各種媒体を活用して市政情報を的確に市民へ公開・提供し、市民との情報の共有化を図ります。そのため、ホームページ等の充実にも努めます。また、公開・提供に際しては、個人情報保護制度の適切な運用を行います。

開かれた市政の推進に向け、市民志向の把握や行政サービスの満足度を測るため、広聴機能の強化やマーケティングリサーチ（市場調査）等の導入について検討します。また、より一層の公正で透明性の高い行政経営を行うために、外部監査制度の導入について研究を進めます。

入札や契約手続については、その公平性・透明性の向上に努め、限られた資源の有効活用と総合的なコスト縮減を図ります。

(9) 自主財源の確保

自主自立の行政経営を可能とする安定した自主財源を確保するため、産業の振興や企業誘致等に取り組み、働く場の創出と定住を促進し、市税の増収を図るとともに、市税、各種使用料等の未収入金の削減に積極的に取り組み、市民負担の公平性の確保を図ります。

使用料・手数料をはじめとするすべての公共料金については、受益者負担の原則に基づき、適正な水準への見直しを定期的に行う仕組みを作ります。

国の「行政改革効率化推進計画（平成17年7月）」を踏まえ、広報紙、公共施設等への有料広告の掲載など、新たな収入・財源の発掘を積極的に進めます。

また、未利用市有地、遊休地については、処理方針を定め、可能なものから売却を行うとともに、貸付けなども含めて有効活用を図ります。

(10) 公共工事コストの縮減

公共工事の実施に当たっては、限られた財源を有効活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるため、職員一人ひとりのコスト意識の向上を図り、工事における創意・工夫を啓発することで一層のコスト縮減対策を行います。そのための指針として「公共工事コスト縮減対策行動計画」を策定し、事業執行の適正化、効率化、及び透明性の向上を図ります。

(11) 地方公営企業等の経営健全化

病院事業、水道事業については、より一層計画性の高い企業経営を推進するため「中期経営計画」を策定し、計画・目標に対する実績の評価に取り組みます。

また、下水道事業については、引き続きコスト縮減、水洗化率の向上及び料金の適正化に取り組み、経営基盤の強化を図る中で、公営企業法適用化に向けた取り組みを進めます。

透明性を確保するため、経営目標・経営内容などを積極的に公表し、市民に開かれた経営を目指します。

(12) 第三セクターの見直し

第三セクターについては、出資団体の設立目的を踏まえながら、「出資団体等見直し指針」を策定し、各団体と協議しながら経営体質の改善・強化を図ります。また、団体を所管する担当部局の指導、監督義務を明確化するとともに、立ち入り検査の実施や市監査委員等による監査の検討、役員、事業、経理内容等についての積極的な情報公開等により、透明性を確保するよう指導・助言を行います。

公益法人制度改革に伴う新制度への移行については、新公益法人会計基準への適切な対応など、移行期間内での移行完了に向けた準備について指導を行います。

(13) 高度情報化の推進

情報通信技術を活用した、高度に電子化された市民サービスを提供できる電子自治体の構築を目指し、事務処理の効率化・迅速化を図るとともに、業務プロセス改革、サービス提供体制の整備を推進し、市民満足度の向上に努めます。

電子化、ネットワーク利用による行政情報の活用を進め、庁内活動を活性化させるとともに、電子化した行政情報を活用した市民ニーズに応える新たな行政サービスの展開を進めます。

(14) 公共施設の適正配置と有効活用

市民ニーズの変化、管理運営費の増大、施設の老朽化等の課題に対応するため、市民の理解を得ながら、施設の整理、統合、利活用について検討します。

また、合併による重複施設や未利用施設については、有効活用や統廃合について十分に協議を重ね、再編を図ります。

新たな施設の建設や老朽化等による施設の更新は、市民ニーズや緊急性、必要性等の観点から総合的かつ慎重に検討を行い、市民の意見を聴きながら理解を得た上で実施する仕組みをつくります。

IV 推進方法 ーどのように改革を実現するかー

1 推進体制

この大綱に基づく取組を着実に実施するため、「行政改革推進本部」を中心とする全庁体制で臨みます。

推進本部は、補完計画の策定・推進方策等についても検討・調整を行います。

市民の理解と協力を得ながら行政改革を推進する観点から、市民の代表等で構成する「行政改革推進委員会」に進ちよく状況を報告し、意見・提言を求めます。

2 実施計画

大綱に掲げる最重点項目及び推進項目に基づく具体的な取組を示した実施計画を策定し、計画的かつ集中的な推進を図ります。

3 進行管理

大綱、実施計画及び補完計画の各取組の実施状況については、行政改革推進部会を通じて推進本部に報告し、検討・調整を加えるとともに、各職場においてもPDCAサイクルに基づき絶えず点検・評価を行い、継続的な取組につなげます。

大綱、実施計画及び補完計画に掲げる項目は、社会経済情勢の変化等に応じて適宜必要な見直しを行い、計画の見直しや取組結果については、広報紙やホームページ等を通じて随時、市民に公表します。

行政改革大綱実施計画

I 最重点項目

計画項目	計画内容	実施年度					所管課
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
1 行政経営システムの構築	総合計画と、予算編成、目標管理、行政改革などが連携し、整合が保たれた行政経営を実現するためのシステムを構築し、その中で、施策・事務事業を効果的、着実に実施するために、総合計画に基づく組織・個人の目標設定・進行管理を行う。 構築に当たっては、市民の参画を得ながら、学識者、専門家等のノウハウを積極的に活用し、西脇市にふさわしい行政経営システムの構築を図る。		← 検討		→ 実施		行政経営室
2 財政健全化計画の策定・推進	中期的な財政収支見通しに基づく財政健全化計画を策定し、収支を把握・分析、課題を抽出し、健全な財政運営に向けての方策を検証する。 また、計画の着実な実施により財政基盤の強化と持続可能な財政運営への転換を図る。		● 策定		→ 実施		財政課 行政経営室
3 定員適正化計画の策定・推進	定員適正化計画に基づき、計画的な採用を行いながら職員数の適正化を図る。 【目標値】 H17.4.1 748人 H23.3.31 681人 ▲67人 H28.3.31 648人 ▲100人 《参考》 ◇総務省指針に基づく中間目標値 H22.4.1 692人 ▲56人		● 策定		→ 実施		総務課

II 推進項目

計画項目	計画内容	実施年度					所管課
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
1 事務事業の見直し							
(1) 総合計画を基本とした事業等の重点実施	主要事業は基本計画に掲載し、計画内容の変更等について総合計画審議会等の審議を受けるシステムにより、計画行政を確立する。また、市民評価による追跡調査を併せて実施し、市民満足度の検証を行う。		← 検討		→ 実施		企画課
(2) 組織目標の設定	施政方針を踏まえ、部・課別の目標を定め、進行管理を行う。目標及び達成状況はホームページで公表する。		← 検討		→ 実施		行政経営室
(3) 事務事業評価の実施	行政評価システムを導入する中で、事務事業評価制度を確立し、PDCAサイクルによる継続的な見直しを行う。		← 試行		→ 実施		行政経営室

計画項目	計画内容	実施年度					所管課
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
(4) 事務処理の簡素化と迅速化	決裁、合議、供覧などの簡素化・迅速化を検討し、事務効率の向上を図る。	検討		実施			総務課
(5) 投資的経費の重点化と抑制	「選択と集中」の考え方を基本に事業の優先付けを行い、効果的で重点的な投資を進めることにより、投資的経費の抑制に努める。			実施			財政課 関係課
(6) 経常経費の縮減	コピー使用料、郵便料金、事務用品購入費などの縮減について、部別の取組方策を定め、積極的な縮減を図る。	検討		実施			財政課 総務課
(7) 補助金等の見直し	「補助金等交付指針」を策定し、一律削減ではなく制度面を含めたメリハリのある見直しを行う。そのため、すべての補助金等についてその目的、効果、市の責任範囲等を検証し、廃止、縮小、統合を行う。また、市民生活の向上及び市民の利益につながる公益的な活動に対し助成する、公募型補助金制度の導入について研究を進める。			検討・実施			関係課 財政課 行政経営室
(8) 業務の可視化とマニュアル化	総務省の推奨する自治体E A（エンタープライズ・アーキテクチャー）の考え方を基に、業務の可視化、マニュアル化による業務の標準化・最適化を図り、不透明な業務や非効率な業務の流れを改善することで、住民サービスの質と業務効率の向上を実現する。また、業務を標準化することで、将来の共同アウトソーシング実現にも貢献する。	検討		実施			全 課 企画課 行政経営室
2 民間委託等の推進							
(1) 民間委託ガイドラインの作成	計画的・効率的な委託を実現するための民間委託ガイドラインを作成し、選定の透明性を高める。また、行政評価システムの導入に併せ、公共性（公共サービスとして行うべきか）と効率性の検証（民間が行う方が効率的か）を実施し、委託範囲の拡大を図る。			作成・実施			財政課 行政経営室
(2) 指定管理者制度の適切な運用	運用指針に基づき、今後、指定管理者の指定に当たっては公募を基本とする。そのため、既に指定を行っている施設については、毎年度の実績を評価・検証するとともに、公募の条件整理や選定方法の検討等を行う。また、現在直営で管理している施設については、ベスト・バリュー（最も価値のあるサービスの提供）の観点から、今後のあり方の方向性を出す。			検討・実施			関係課 行政経営室

計画項目	計画内容	実施年度					所管課
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
(3) PPP手法の導入の検討・実施	新たな公共施設を整備する場合は、多様な手法を活用した効率的・効果的で高品質な公共サービスを提供するPFIを始めとしたPPP（パブリック〔公〕・プライベート〔民〕・パートナーシップ）の手法による事業の可能性を検討・実施する。			検討・実施			企画課 関係課
(4) 競争の導入による公共サービスの改革	公共サービス改革法による窓口業務等の委託に関し、国の動向等も踏まえ、より良質で低廉なサービスの提供の実現に向けた取組を検討する。			検討・実施			行政経営室
(5) 公立保育園の民営化	全市的な就学前児童対策を検討する中で、保育園及び幼稚園における将来的な方向性を確立することにより、公営保育園の民営化についての道筋を示す。それまでの間、年次的に目標設定を行い、保育コストを引き下げるなど、より効率的な運営を図る。		検討		実施		児童福祉課 学校教育課
(6) 給食センターの民間委託等の検討	合併により2施設となった学校給食センターについて、統合、民間委託、民営化など、サービスの質を維持しながら効率的運営が図られる取組について検討する。			検討・実施			教育総務課
(7) 各種講座・教室の民間委託	総合的に効率的な運営を図るため、公民館、隣保館等での各種講座や教室について民間委託を検討する。		検討		実施		関係課 行政経営室
(8) 総合受付業務等の充実	市の玄関としての質の向上と機能を充実させるとともに、的確・迅速・丁寧なサービスを提供するため、受付・電話交換、宿日直業務等について充実を図る。		検討		実施		秘書広報課 総務課 財政課
3 給与等の適正化の推進							
(1) 給与の適正化	国の基準に準拠した制度及び運用を基本とし、給与水準の適正化に努める。			実施			総務課
(2) 時間外勤務手当の削減	適正な人員配置や予算枠の上限設定、時差出勤制の導入等を検討し、時間外勤務手当を削減する。			実施			総務課
(3) 特殊勤務手当の見直し	特殊勤務手当の種類、支給対象、基準等について、社会経済情勢に照らして精査し、見直しを行う。			実施			総務課
4 人材育成の推進							
(1) 人材育成基本方針の策定・推進	分権型社会を担える能力の開発と向上を図るため、平成18年度中に「人材育成基本方針」を策定し、独創性や柔軟性に富む職員を養成する。		検討策定		実施		総務課
(2) 人事考課制度の導入	能力評価及び目標管理による実績評価の制度を構築し、人材育成、意識の向上、任用・給与等に活用する。		検討	試行		実施	総務課

計画項目	計画内容	実施年度					所管課
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
(3) ジョブ・ローテーションの確立	能力育成期に性質の異なる職場を定期的に異動し、バランスよく経験することにより、職員の視野や知識、技術を幅広く深めるとともに、能力開発と適正の発見を推進する。			検討・実施			総務課
(4) 自己実現支援制度の充実	自分にあったやりがいのある仕事を求める職員に組織が順応することにより、人事異動の局面において自己実現を支援し、能力を最大限活用できる体制づくりを推進する。			検討・実施			総務課
(5) 管理職のマネジメント能力の向上	管理職のマネジメント能力の向上を図り、戦略の立案、組織と人材の活用を円滑にするため、昇任試験制度や立候補制度等を検討する。	検討	試行	実施			総務課
5 時代に即した組織体制の確立							
(1) スリムで効率的な組織体制の整備（機能型・分権型・横断型の組織づくり）	多様化する行政課題に柔軟かつ迅速に対応する、スリムで効率的な組織体制を整備し、市民の利便性の向上を図る。			実施			総務課 行政経営室
(2) フラットな組織体制の確立	担当者間の事務量の均衡や専門知識の共有化を図るため、グループ制の導入を検討し、従来の枠組みにとらわれない、柔軟でフラットな組織体制の確立に取り組む。	検討	試行	実施			総務課 行政経営室
(3) 組織の横断的な連携	新しい行政課題や複数の課にまたがる行政課題に的確に対応するため、プロジェクトチームの活用等、組織の連携による横断的な体制づくりに取り組む。			実施			総務課 行政経営室
(4) 現場への権限委譲	組織活性化のためには、市民と接する部署への権限委譲が不可欠であることから、決裁規程、意思決定システム等について不断の見直しを行う。	検討	試行	実施			総務課 財政課 行政経営室
(5) 経営戦略会議の設置	新規、重要、懸案事業について市幹部が議論し、方向付けや共通認識を図るため経営戦略会議を設置する。	検討		実施			行政経営室
(6) 支所機能の統合	黒田庄地域総合事務所の支所機能について、合併協議の確認事項を踏まえつつ、総合的な観点から組織・職員の統合を進める。			実施			総務課 行政経営室

計画項目	計画内容	実施年度					所管課
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
6 市民と行政の協働							
(1) 地域自治（ローカル・ガバナンス）の実現	行政が高度・多様化する市民ニーズや行政課題の全てに対応していくことは、量的・質的に困難となっているため、市民、地域コミュニティ団体、NPO、企業などの様々な活動主体が、行政と対等な立場で相互に連携・分担しながら様々な課題を解決するローカル・ガバナンスの実現を目指す。			実施			全 課
(2) パブリックコメント制度等の導入	市民の市政への参画を推進するため、市政の基本的な計画、条例等を立案する過程で事前に素案を公表し、市民から意見を求めるパブリックコメント制度の導入を図る。 さらには、政策の企画・立案に市民の参画を求めるパブリックインボルブメント制度の導入の可能性を検討する。	パブリックコメント 検討	試行	実施			関係課 行政経営室
(3) 市民主役のふるさとづくりの推進	これまでの「市役所主導のまちづくり」から、行政と市民が、まちづくりのパートナーとして協働する「市民主役のふるさと運営」を進めるため、「地区からのまちづくり」、「地域に根ざした福祉システムづくり」、「地域教育力の向上」を重点目標に、その舞台づくりや仕組みづくりに取り組む。			実施			全 課
(4) 審議会等への公募委員の登用の拡大	市民意思の反映、開かれた市政の推進のため、各種審議会や委員会の委員等について公募を推進する。			実施			関係課
(5) 審議会等への女性の登用の拡大	女性の参画、女性の意見の市政への反映を推進するため、各種審議会や委員会の委員等について、大綱期間内に女性比率30%の達成に向けて推進する。			実施			関係課
(6) 各種団体事務局事務の見直し	各種団体の事務局事務について、団体の自立、市民と行政の協働の視点から、団体が自主的に行うよう取組を進める。			実施			関係課
7 行政サービスの向上							
(1) 窓口サービスの改善	市民の利便性を高めるため、窓口開設時間の延長、休日の開設、総合受付の実施等を検討する。また、各種申請書や届出書等の押印の廃止や省略、書類の記載事項の簡略化等に取り組む。			検討・実施			関係課 行政経営室
(2) 接遇の改善	管理監督職を含め接遇研修をより一層充実させ、市民対応の改善を図る。			実施			総務課
(3) 時差出勤制等の導入	市民起点の行政サービスを提供するため、時差出勤など、多様な勤務体系の運用を図る。	検討・試行		実施			総務課

計画項目	計画内容	実施年度					所管課
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
(4) 公共施設の開館時間、休館日の見直し	市民起点の行政サービスを提供するため、公共施設の開館時間・休館日を見直し、利用しやすい施設づくりを行う。		← 検討		→ 実施		関係課 行政経営室
(5) 各種公共料金の納付方法等の拡大	市税をはじめとする各種公共料金の納付について、マルチペイメントネットワークシステム（ATM、携帯電話、パソコン等を利用して納付ができるシステム）の導入を調査・研究する。		← 調査・研究				関係課 行政経営室
8 公正の確保と透明性の向上							
(1) 個人情報保護制度の適切な運用	市の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図る。			← 実施			関係課 総務課
(2) 行政手続制度の適切な運用	市が行う処分、行政指導及び届出に関する手続の基準を明確にすることにより、公正の確保と透明性の向上を図り、市政の適正かつ円滑な運営を図る。			← 実施			関係課 総務課
(3) 情報公開制度の適切な運用	市の保有する情報の提供及び公文書の開示を請求できる権利を明確にすることにより、公正で開かれた市政の推進を図る。			← 実施			関係課 総務課
(4) 情報公開の推進	行政活動への理解を得るため、各種会議等の会議録や施政方針、議会提出資料、記者発表資料等、市が発信する情報で個人情報保護に反しない全ての情報を、ホームページ等を通じて公表する。			← 実施			関係課 行政経営室
(5) 外部監査制度の導入の検討	監査の独立性、専門性を確保し、より一層、市民の信頼を高めることを目的として、外部の専門家が地方公共団体の財務に関する執行などを監査する、外部監査制度の導入について調査・研究を行う。		← 調査・研究				行政経営室
(6) 市民評価員制度の導入	市民参画により総合計画を推進するため実施される「市民評価員制度（仮称）」を活用し、市民の意向を踏まえた施策展開を実現する。		← 検討		→ 実施		企画課
(7) 広報紙の充実	市民が知りたい情報、関心のある記事の的確な把握・掲載に努め、市民起点により市政に関する情報の提供を積極的に行う。		← 検討		→ 実施		秘書広報課
(8) ホームページの充実	掲載内容の充実を図るとともに、見やすく、使いやすいページになるように絶えず見直しを行う。		← 検討		→ 実施		秘書広報課
(9) 入札・契約手続の適正化	公共事業に係る入札・契約手続とその運用については、引き続き透明性・公平性の確保に努めるとともに、入札方式についても研究を行い、一層の適正化を図ります。		← 研究・実施				財政課

計画項目	計画内容	実施年度					所管課
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
9 自主財源の確保							
(1) 産業振興と企業誘致対策	既存産業の活性化対策、新規立地企業の誘致を積極的に推進する。			実施			商工労政課
(2) 市税等収納率の向上対策	市税、貸付金をはじめ各種公共料金等の未入金対策について庁内組織を設置し、目標設定、進行管理、対応策の検討、情報の共有化など、効率的・横断的な未入金対策に取り組む。 さらには、公平性を確保するため、未納者に対する行政サービスの制限の実施についても研究する。			検討・実施			関係課 行政経営室
(3) 受益者負担の適正化	受益者負担の公平性の観点から、使用料・手数料等の全面的な見直しを行う。 また、定期的な見直しを行う仕組みをつくり、受益と負担の適正化を確保する。	方針決定		実施 (定期的な見直し)			関係課 財政課
(4) 市有財産の有効活用による自主財源の確保	未利用市有地・遊休地について、売却等の処理、貸付などの有効活用を図る。 公金の運用については、既成手法にとらわれることなく社会・経済の変化に適切に対応した安全で有利な運用を検討する。			検討・実施			財政課 会計課
(5) 有料広告の掲載	広報紙、ホームページ、公用車、コミュニティバス、公共施設等への企業広告や自動販売機設置など、行政が保有するその他の資源を活用した財源の確保に努める。			検討・実施			関係課
10 公共工事コストの縮減							
(1) 公共工事コストの縮減	「公共工事コスト縮減対策行動計画」を策定し、工事コストだけでなく、工事の時間的コスト、ライフサイクルコスト、社会的コストの低減等、総合的なコスト縮減に取り組むことにより、効率的な事業展開を図る。	策定		実施			関係課 行政経営室
11 地方公営企業等の経営健全化							
(1) 病院事業の経営健全化	病院機能評価の精神を踏襲し、患者サービスの向上に努めるとともに、中期経営計画を策定し、より一層計画性の高い企業経営を推進し、社会経済環境の変化に対応可能な経営基盤の確立を図る。			実施			西脇病院 管理課
(2) 医師の確保と高品質な医療の提供	全診療科の医師確保に引き続き全力で取り組みながら、高品質で安心感のある医療の安定した提供を図る。			実施			西脇病院 管理課

計画項目	計画内容	実施年度					所管課
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
(3) 水道事業の経営健全化	より一層計画性の高い企業経営を推進するため、中期経営計画を策定し、経営計画・経営目標の設定やコスト縮減、料金の適正化等、経営基盤の強化を図る。	策定		実施			上下水道部 管理課
(4) 下水道事業の公営企業法適用化	引き続きコスト縮減、水洗化率の向上及び料金の適正化に取り組み、経営基盤の強化を図る中で、平成21年度からの公営企業法適用化に向けた取組を進める。		準備		法適用		上下水道部 管理課 下水道課
12 第三セクターの見直し							
(1) 出資団体等見直し指針の策定	組織、人員、財務、監査・点検評価、市の支援状況、情報公開等についての具体的な見直し内容を示す「出資団体等見直し指針」を策定し、団体と調整を図りながら、「経営計画」策定等を通じ経営体質の改善を図る。	検討		実施			関係課 行政経営室
(2) 市担当部署の責任の明確化	団体を所管する市の担当部署の指導、監督義務等への責任を明確化し、立入検査の実施、市監査委員による監査の実施や、必要に応じて外部監査などを活用し、監査体制の強化を図る。		検討・実施				関係課 行政経営室
(3) 情報公開の推進	各団体ごとに個別の基準・判断で行われている情報公開について、見直し指針に基づき、公開内容や基準を統一し、透明性の向上に努める。	検討		実施			関係課 行政経営室
(4) 新公益法人制度への適切な対応	公益法人制度改革に伴う新制度への対応について、平成20年度の制度施行後、移行期間内での円滑な移行に向けて指導を行う。			実施			関係課 行政経営室
13 高度情報化の推進							
(1) 電子自治体の構築	電子化、ネットワーク利用による行政情報の活用を進め、庁内活動を活性化させるとともに、行政内部の効果にとどまることなく、電子化した行政情報を開示活用した市民ニーズに応える新たな行政サービスの展開を進める。			実施			企画課
(2) 情報センター業務の整理・効率化	情報センターのあり方を整理し、パッケージソフトの活用等、効率的な電算処理システムを構築する。	検討		実施			企画課

計画項目	計画内容	実施年度					所管課
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
14 公共施設の適正配置と有効活用							
(1) 公共施設の適正配置と有効活用	市民ニーズの変化、管理運営費の増大、施設の老朽化等の課題に対応した施設のあり方や方向性、利用率の向上対策等を検討するため、市民の理解を得ながら整備・活用、統廃合を進める。また、合併により重複、必要性・効率性が低くなった公共施設については統廃合や機能転換などを検証し、再編を図る。		← 検討	→	← 実施	→	行政経営室
(2) 新設施設の適正配置と有効活用	新たな施設建設や老朽化等による施設の更新は、市民ニーズや緊急性・必要性等の観点、維持管理費の見地などからも、総合的かつ慎重に検討を行い、施設の重点化や他の施設との役割分担の明確化を市民の理解を得た上で実施する。				← 実施	→	企画課 財政課

III 推進体制

計画項目	計画内容	実施年度					所管
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
1 行政改革推進本部、行政改革推進委員会の運営	「行政改革推進本部」を中心とする全庁体制で行政改革大綱・実施計画の実現を図る。また、市民の代表で構成する「行政改革推進委員会」に進ちよく状況を報告し、意見・提言を求める。			← 実施	→		各部 行政経営室
2 各所属における点検・評価と見直し	行政改革大綱・実施計画の実施状況について、各所属においてPDCAサイクルにより点検・評価するとともに、社会経済情勢の変化等により見直しを行う。			← 実施	→		各部
3 市民への情報提供、市民理解の促進	行政改革大綱・実施計画の取組状況や見直し結果については、広報紙やホームページ等を通じ市民に公表し、市民の理解を得ながらその実現を図る。			← 実施	→		各部 行政経営室